

# はしがき

この測量成果は地盤変動の有無並びに各種施設の高低基準を調査するために実施した1級水準測量の成果報告で、水準点標石の標高及びその位置を収録したものである。測定方法、精度等については、西宮市公共測量作業規程(平成20年9月10日 国国地発第501号 国土交通大臣承認)に基づいて実施した。

本成果の基準は、国土地理院一等水準点「基21号」と大阪府水準点「上町原標、国分原標」を不動点(与点)とし、阪神地区地盤沈下調査連絡協議会(以下、「協議会」という)による幹線水準測量の令和3年度成果をもとに、計算基準日を令和3年12月1日に統一して、成果計算を行ったものである。

※ 協議会による既知点成果として、本市では下記の既知点を使用した。なお、本市がこれまで既知点としていた NO.44・NO.45においては、両点を含む西宮原標までの路線を平成30年度以降は協議会が幹線水準測量として計算されていないため、既知点から除外している。

令和3年度は幹線路線(下記表に示す水準点)のみ観測を実施した。それ以外の本市水準点については南部路線(平成26、29年度)、北部路線(平成27、30年度)の観測値を本年度の令和3年12月1日の基準日に補正を行い、令和3年度協議会の幹線路線を既知点として市域全体の平均計算を行ったものである。

また令和3年度標高成果については幹線路線(下記表に示す水準点)のみ観測を実施していることから、市域全体の計算処理は上記記載の通り観測年数が7年経過している為、水準点の取り扱いについては本市監督員と協議のもと使用すること。

表中の上段の標高値は、昭和28年度基本測量成果に基づき算出したT.P値(東京湾平均海面)並びにO.P値(大阪湾最低潮位)を表しており、両者の関係は $O.P値 = T.P値 + 1.3000m$ である。

また、表中の下段の標高値は、(2000年度・2011年度)成果に基づき算出したT.P値を示す。

※ これまで、協議会では昭和28年度基本測量成果及び(2000年度・2011年度)成果の両方に基づいて平均成果を算出していたが、令和3年度は2011年度成果にのみ基づいて平均成果を算出し、昭和28年度基本測量成果に基づく成果の算出を廃止した。

平成7年度の地盤高変動については、兵庫県南部地震による地盤変動の影響が含まれている可能性がある。また、臨海部の埋立地においては、自然圧密沈下の要素も考えられるため、典型7公害としての地盤沈下とは区別する要素がある。

## 市域全体の観測時期

平成26年度	本市南部路線	平成26年12月～平成27年 2月
平成27年度	本市北部路線	平成28年 1月～平成28年 2月
平成29年度	本市南部路線	平成29年11月～平成29年12月
平成30年度	本市北部路線	平成30年11月～平成30年12月
令和 3年度	本市幹線路線	令和 3年11月

## 本市幹線測量の既知点

交460、1-461、1-462、10700、10701、NO.1、NO.2、NO.3、NO.4、NO.10、NO.11、NO.12、NO.74
--

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の測量標及び測量成果を使用して得たものである。(承認番号) 令3近公第400号」

公共測量成果の検査(公益社団法人 日本測量協会)  
検査番号 日測技発第 K21-0395 号 令和4年 3月 1日